全国浴場新聞

発行所
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区東神田1—10—2
TEL（862）6241—8
購読料　1部　30円

松竹錠
品川区大井4—10—6
TEL（771）7477・9687
工　場（781）5472
（782）9189

厚生省、料金算定方式を通達

「総括原価」へ統一移行

浴場業界、一歩前進と評価

浴場業界が強く要望してきた厚生省の入浴料金算定方式は、十一月十四日各都道府県知事、主管部（局）長あての同省環境衛生局長通達、同環境衛生課長通知により、ようやく実現した。

これまで入浴料金は総括原価方式あるいは支出原価方式と、都道府県の実情によって決められてきたが、その算定費目についても統一性を欠くなど、多くの矛盾点が指摘されていた。このため全浴連は全国を統一した入浴料金算定方式の早期決定を厚生当局に要望し続けてきたが、厚相の諮問機関として設けられた浴場問題懇談会における委員の間でも、料金制をめぐって意見が対立、容易に結論を見出せないなど、浴場問題の困難性が浮き彫りにされていた。厚生当局としても入浴料金算定方式の確立に苦心し、一方業界としては全浴連を中心に業界の総意を新たな料金算定方式に反映させようと強い結束のもとに、積極的な活動を展開したが、この通達により入浴料金の改定には新たな算定方式が採用されることになった。しかし、浴場業界には料金問題だけでは解決できない問題点が山積しており、重要な課題は今後に残されているが、経営基盤となる入浴料金の算定方式が示されたことで第一段階を踏み出したといえよう。

こうした情勢をふまえて、伊藤全浴連理事長は、十一月十五日開かれた全浴連臨時総会で「入浴料金算定方式がようやく決定した。他の環境業界と同様の安定発展をはかるには、料金問題だけでは解決しないが、新たな料金算定方式によって、経営基盤にひとつの指針が示されたものと評価してよい」と述べ、これまでの経過を説明、「完全とはいえないにしても各県の実情を考慮し、融通性を持った内容となっている。業界の意向もかなり反映されており、各県はこれを基に当局と十分な連絡をとり、業界の発展に備えてほしい」と強調した。

全浴連、臨時総会開く

全浴連臨時総会は正副議長に鈴木正之（名古屋）、高橋勝彦（宮城）、三室恒男（大阪）の三氏を選出して議案を審議した。

まず、理事の補欠選任について酒道昇佐久、丸山健吉、西村四郎氏らの退任にともない、その後任として大屋清友（大阪）、坂本来雄（北海道）、高昇三（神奈川）の三氏推せんが提案され、満場一致でこれを承認、さらに酒道昇佐久氏の後任として大阪理事長に就任した三室恒男氏を全浴連副理事長とすることを承認した。つづいて全国公衆浴場基本カード作成について伊藤理事長から、「近代化指導として四五〇万円の予算が組まれているが、指標にすべき資料が不足しているため、全国的に基本資料を収集しようというもので、本年度はこのカード作成を近代化指導事業の重点にしている。今後このカードを基礎にして指導が行われることになるが、料金問題にも影響力を持つ重要な資料なので、各県でまとめて本部に送ってほしい」と協力を要請。このあと入浴料金算定方式について、厚生省環境衛生局長および課長通知の内容について伊藤理事長が内容説明、さらに厚生省北村環境衛生課長、岸本同課長補佐からも説明が行われ、各県代表との間で、次のような質疑応答が行われた。

—固定資産の評価について標準的なものを示すことはできないか。（岡山県）

「建物の再調達などは他に例がなく浴場独特のものである。したがって評価技術問題になるが、今後研究、検討していきたい」

—新しい料金算定方式は一歩前進したものと評価するが、この方式で料金を算定した場合、八十円、九十円の料金となったとき、これを抑えることがあるのか。また、重油の不足で市場価格が異常な暴騰を示している。従来B重油は八、五〇〇円だ。だが十一月から一五、〇〇〇円、十二月に入ると二五、〇〇〇円が予想され、業者はこの価格でなければ、納入できないといっている。こうした異常事態には、暫定的にでも入浴料金を改定できるか。（岐阜県）

「都道府県の実情もあり、料金は実情に合わせて決めることになっている。内容によって上下はあろうが、県自身の施策で考えてほしい。原価は一年間の価格の変動をある程度見通して算定するが、重油の場合、これほどの暴騰は予測できなかっただけに問題である。政府としても現物の確保に全力を注いでいる」

—新方式の実施時期はいつか。（奈良県）

「料金算定について物差しを示したもので、これを基に本日以後の改定にはこれをとり入れてほしい」

—各県で料金を決めるというが厚生省で全国的なバラツキを考えて、料金を抑えることがあるのではないか。（山梨県）

「各県の料金を報告する—というのは、浴場業界の要求の一つとし、各県に任せきりでなく、厚生省でも実態を把握しておいてほしいということだった。実情を知るためで、他意はない」

—人件費の問題で、一〇〇万円未満は標準二人の従事者となっているが、これは二人でやっていけるということなのか。（新潟県）

「二人でことが足りるかどうかを判断することは非常に困難で、研究会でも論議がかわされた。標準より多いときは、その人の分もいれて計算してもさしつかえない」

—県の実情もあろうが、実態調査の期間が長く、その間に物価が上がってしまった。今後は再調査を求めることができるのか。（富山県）↙

↗「調査資料は最近のものでやってくれといっている。すでに料金改定が終ったところでも、一応は新料金の算定をやってほしいと望んでいる。」

—もし料金が二十円上がった場合、県がすんなりと認めるとは思えない。厚生省はそれについて指示していないのか。（山口県）

「慎重に計算し、算定したとがすべて数字となって現われてきたのだから、それを実施しないのは不思議であり、そのようなことは考えられない」

—事業主給与は法人の経費に算入できるか。（富山県）

「経費に入る。しかし個人給与にかかる税は入らない」

—料金はどうしても抑える方向にあると思う。人件費にもバラッキが生じてくると思うが。（長野県）

「仮りに現在三万円、隣接県は五万円とした場合、新たな算定で隣接県が十万円になったとしても、一挙に三万円を十万円にするわけにはいかない。それに次第に近づけていくということである」

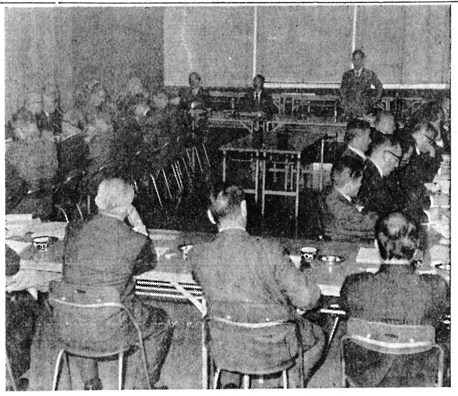

写真は全浴連臨時総会

近畿ブロック総会

近畿ブロックは、十月二十九日福井県芦原温泉青雲閣で秋季総会を開き、厚生省の料金算定基準、基本調査カードの作成、ブロック各府県の料金改定状況などについて討議し、今後の連携強化に一段と態勢をかためることになった。

重油確保を陳情

全浴連は、石油の消費規制にともない、公衆浴場の重油確保がきわめて困難な事態におちいってきたため、厚生、通産両省に対し、十一月十日、浴場用重油の安定供給について、つぎのように陳情書を提出した。

公衆浴場は、国民の日常生活にとけこみ、欠くことのできない施設として、地域住民の保健衛生の維持向上のため寄与してまいりました。

最近における業界は、経済の高度成長にともなう国民生活水準の向上による自家風呂の増加、あるいは物価の高騰による経営難、人手不足等により、転廃業するものが増加し、全国で一日に二軒の割合で廃業があり、そのため各所で公衆浴場の確保や公営浴場の設置を要求する住民運動が続発しております。私ども公衆浴場業者は、こうした事態に対応するため、いろいろと研究を進め、人手不足対策および公害防止の見地から使用燃料を重油に切替え、燃焼装置も全自動設備として省力化してまいり、重油使用の公衆浴場が八〇％を占めるにいたっております。[illegible]石油連盟に対し特別のご指示によって、全国の公衆浴場業者に重油の安定供給が行われますよう、ご高配をいただきたく陳情いたします

北村課長、協力を要請

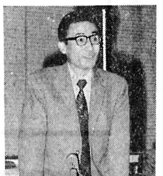

全浴連臨時総会に出席した厚生省北村環境衛生課長は、新入浴料金算定方式について次のように述べた。

人件費の給与の標準化、料金算定対象期間内の入浴者数の増減、営業費用のスライド制再調達費をはじめ七つの要素を盛り込んだ。事業主報酬は従業員と同様のアップ率となる。建物再調達は他に例がなく、評価技術の不足など問題もあるが、こんごも検討、研究していきたい。すべてについて数字を根拠とした科学的方法といえるが、業界も経理の近代化が料金算定の基礎となるので、とくに経理知識を身につけるよう努力してほしい。

各県には厚生省と連絡するよう通達しているが、こんご料金算定の基礎となった数字、考え方を報告してくれるように望んでいる。全国の部長会でも、「各隣接県とも十分に連絡をとり、打合せて対策をねる」といっているので、業界でも県内に支部連合といったような組織を設けるなどして連絡を密にしてほしい。

今後の浴場のあり方には、なお多くの問題があるが、これに対処するため、予算面で一千万円の調査研究費も要求しており、浴場対策には全力を傾注したい。業界の一層の協力をお願いしたい。

光る功績、浴場業界九氏

厚生大臣・環衛中央会長

表彰式行わる

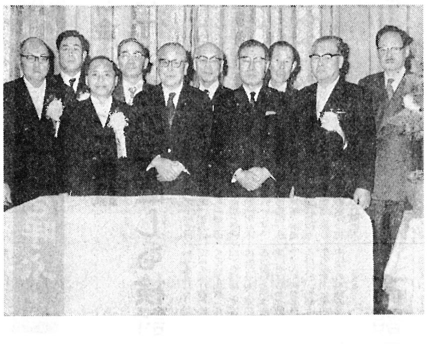

厚生省、全国環衛同組中央会による厚生大臣、中央会理事長表彰式が十一月十三日、東京赤坂の「ヒルトンホテル」で行われた。

環境衛生の向上、業界の指導育成の功績を顕彰するもので、斉藤厚相、斉藤中央会理事長から、「これまでのご功績に敬意を表するとともに、きびしい情勢のなかで業界の育成、向上さらに後進の指導に、一段とご尽力願いたい」と労をねぎらい、功労者に感謝状と記念品が贈られた。

浴場業界では、北川和泉（千葉県浴組理事長）、三井三千雄（山梨県浴組理事長）、野口茂男（大阪府浴組前副理事長）田中義一（香川県浴組前理事長）、徳光松五郎（山口県浴組副理事長）、西田菊次郎（京都府浴組前理事長）の六氏が厚生大臣賞、沢井秀雄（全浴連副理事長）河野直次（同常務理事）、福田義雄（京都府浴組理事長）の三氏が中央会理事長賞の栄誉に浴した。業界をあげて心から祝福したい。

【写真は斉藤厚生大臣を（中央）を囲んで喜びの受章者】

厚生省通達の全文

◇公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（環境衛生局長通達）

標記については、昭和三十八年八月十二日環発第[illegible]号通知により取扱われてきたところであるが、近年の公衆浴場経営の実態の変化にかんがみると、公衆浴場入浴料金の統制額を改定しようとする際に行う公衆浴場経営実態調査の調査項目を公益事業などの料金改定の際に用いられる費目と同様のものとすることが適当と思料されるので、公衆浴場経営実態調査要綱を別紙のとおり改めることとしたので、これが取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、この改正は、公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関して留意すべき事項を示すこととし、別途[illegible]である。おって、[illegible]の近代化および合理化など公衆浴場対策の推進を図られたい。

◇同（環境衛生課長通達）

標記については、昭和四十八年十一月十四日環発第[illegible]号をもって環境衛生局長より各都道府県知事あて通知したところであるが、今回の公衆浴場経営実態調査要綱の改正にともなう公衆浴場入浴料金の統制額の指定（以下単に「指定」という）に関して留意すべき事項は次のとおりであるので、[illegible]

[illegible]

ロッカー・傘立・傘箱・下足箱
有限会社　東京錠前製作所
東京都墨田区亀沢町1〜6〜7
TEL　東京（623）1626

全浴生命火災共済

湯……濾過機
超音波
バイブラ
設計・製造・工事・サービス
技術の日東
日東製作株式会社
東京都葛飾区金町4−4−1
電話　東京（03）607−0800（代）

創業六十年の伝統と信用
浴場鏡専門店
ガラス・ブロック・サッシ
スポンサー名入無料鏡
御一報次第社員参上
株式会社　川口鏡店
東京都文京区本駒込4−39−4
TEL　821−6226・3874
台東工場　831−5810

あなたの浴場にもぜひ!!
明治スカットのショーケースをおいてください
明治スカット
湯上りのお客さまによろこばれる　5ツの味を用意いたしました
●オレンジ　●グレープ　●レモン　●ライム　●コーラ
清涼飲料水
●ご相談は　下記最寄りの明治乳業の支店にご連絡ください
[illegible]
明治乳業

業界の主張、波紋を呼ぶ（東京）

「休日特別料金」めぐって論議

現行料金の手直しも検討

東京都入浴料金協議会（佐原洋会長）は、十一月十九日、五時半から消費者センターで臨時協議会を開き、入浴料金算定方式について厚生省環境衛生局長、同環境衛生課長通達にともない、①東京都の入浴料金算定方式の改定②正月休日特別料金制の実施―について審議した。

写真は東京都入浴料金協議会

まず都消費生活対策室吉田室長が「浴場をめぐる情勢はきびしい。燃料問題、物価高騰の新たな条件が一層拍車をかけている。このなかで料金施策の重要性がますます深まっているが、厚生省も新料金方針を示して、浴場経営と存続に積極的な姿勢を示してきた。東京都としても事態を認識し、料金算定、正月料金などについて再び検討したい」と述べた。都消費生活対策室池谷課長から「最近の浴場には人手不足の傾向がとくに顕著で、転廃業後の跡地利用も不動産関係が圧倒的に多い」など、浴場数の推移、転廃業の理由、跡地利用、料金の現況、推移、浴場対策、過疎化の進行、営業状況など、都内の浴場の近況報告がありつづいて料金算定方式の改定、正月特別料金制実施などの討議に入った。

料金算定方式の改正について、池谷課長は「従来の支出原価方式から総括原価のルールを採用しており、対象浴場は（イ）上下水道（ロ）重油専焼（ハ）標準従業員数（ニ）同人件費制（ホ）建物再調達費などを示している」と、厚生省通達の料金算定方式の内容を説明。業界側は「都では先きを見越して一部を料金に反映させるなどを配慮しているが、厚生省から明確な基準が出されたのを機に、また燃料などの異常な高騰もあり料金算定を再検討してほしい。厚生省の示す基準によって計算すると、かなり現行料金を上回ることも考えられる。利用者の急激な負担増を避けるためにも、今回はとくに従業員数（都は三・九人で算出）を考慮してほしい」と、料金再検討を強く要望。これに対し、都当局および学経委員側は「重油問題をはじめ流動的な情勢のなかで、人件費や必要労働力をどうするかなど、実務上の難点もあり厚生省の意向を確かめたい」とし、中間での料金の改定は不可能との意見を述べた。業界側は「厚生省通達は標準定員制についても定めている。段階的に料金改定を考える必要がある」と、実情にマッチした料金の実現を強く主張した。

また、正月、休日の特別料金と物統令との関連について池谷課長は「厚生省から違法とも適法とも回答がなく、いま回答を求めている。知事が正規のルールで告示すれば違法ということはない」と述べたが、業界側は「五月の料金答申の際、都は業界との話合いで実施していくということだった。厚生省の懇談会でもこの問題が付言されており、休日特別料金がストップされることは全くないと聞いている」と強く主張。消費者側委員は「知事が決めるか、あるいは協議会に諮問するならともかく、内容について検討する必要がある。十一月二十三日の無料入浴など、利用者サービスに取組む業界の姿勢、努力は評価するが、ただちに結論を引出すことはむずかしい」と述べた。「業界としてはサービス、需要喚起の意味で無料入浴を実施することになった。業界の姿勢を理解してほしい。休祭日特別料金も、あらかじめ討議してもらえれば、あとは額の決定だけとなるので、今日の議題になった。決して突然ではない」と反論し、休日特別料金をめぐって激論がかわされた。学経者委員は「物統令との関連など厚生省に意向を確かめる必要があり、作業上の問題もあるので早急な結論は無理」との見解を表明し、厚生省の意向を確かめると同時に、小委員会で料金算定の改正をふくめて問題点を討議し、そのうえで十二月に再び協議会を開いて審議することになった。

なお、二回目の協議会は十二月十日に開かれる。

摂津浴組誕生

大阪府摂津浴場組合がこのほど誕生した。従来、吹田と茨木両浴組に加わっていた摂津市内の業者十七軒で設立したもので、組合長には大原孝志氏が選出された。

東浴の要望

東浴の要望書は、つぎのように業界の主張を述べている。

▽入浴料金算定方式の改正にともなう再計算並びに正月休日特別料金の実施について。

厚生省は、かねてから問題のあった入浴料金算定方式を改正し、新しい方式を各都道府県知事に指示したこと並びに東京都入浴料金協議会の四十八年度の答申に付言している正月休日祝日特別料金の実施について次のとおり要望いたします。

事　項

一、入浴料金算定方式の改正にともない、東京都の入浴料金算定基準を改正されたい。

四十八年十一月十四日付環衛第二三二号厚生省環境衛生局長通知をもって、各都道府県知事に対し「公衆浴場入浴料金の統制額の指定について」と題し、新しい入浴料金算定方式を指示いたしました。

新方式は、現在東京都で採用している、いわゆる総括原価方式に近いものでありますが、標準原価の概念を採用しております。従って、従来の東京都入浴料金算定基準に若干修正を加える必要があると考えられますので、至急検討の上改正されたい。

二、入浴料金算定方式の改正にともない、新方式で入浴料金を再計算されたい。

四十八年度の東京都入浴料金協議会において、厚生省の新しい通達がでた場合は再計算する旨の約束もあり、なおかつ、最近における諸物価のいちじるしい高騰と特に燃料の高騰並びに確保のため、浴場経営はますます困難な事態に直面しておりますので、早急に新方式による適正料金を算出されたい。

三、休日、祝日、正月特別料金の実施について。

年末年始特別料金について次のとおり告示されたい。

①期間＝四十八年十二月二十九日より四十九年一月四日まで

②入浴料金＝大人一〇〇円、中人三〇円、小人一五円。

以上、業界の現状にかんがみ、行政上の配慮に対応し、私どもは公衆浴場の経営維持に励み、都民の保健衛生に最大の努力をいたす所存でありますので、格別のご配慮をたまわるよう要望いたします。

高額療養費に補助

東京、十二月から実施

東京都は十二月一日から高額療養費の支給を開始することになった。この制度の要点は次のとおりである。

一、高額療養費の対象となるのは保険診療可能の分だけで、差額ベット料や本人が頼んだ付添い看護料などは対象とならない。

二、高額療養費は、一人の被保険者が同じ月内に同じ療養取扱機関（入院、通院、歯科は別）で支った保険診療分が三万円（窓口支払分）を超えるときに支給される。

例1　総医療費が10万円かかった場合

10万円×0.7＝7万円…組合負担額

10万円×0.3＝3万円…本人窓口支払分

この場合は本人窓口支払い分が3万円で高額医療限度額と同一であるので、この額までは療養取扱機関の窓口で支払い、補助額はない。

例2　総医療費が15万円かかった場合

15万円×0.7＝10万5千円…組合負担分

15万円×0.3＝4万5千円

＝4万5千円－3万円＝1万5千円（補助）

三、同療養費は、療養取扱機関から毎月出される（診療報酬請求明細書又は、調剤報酬請求明細書）によって扱われる。

四、老人医療費など国が実施している公費負担医療については、医療費取扱機関の窓口での取り扱いは従来と変わらない。

五、その他の事項

（一）

（1）病院、診療所、薬局別となる。ただし、総合病院にあっては、入院患者が他の診療科の診療を受けたときは、一件として取扱う。

（2）医科と歯科を併せ有する療養取扱機関にあっては医科、歯科別となること

（3）同一療養取扱機関であっても、入院診療分と通院診療分とは、それぞれ区別されること

（二）現金給付にかかる高額療養費の取扱い

（1）現金給付である療養費の高額療養費については、当該被保険者が同一の月に同一の者から受けた療養に関し支給を行う。

◎組合被保険者の皆さんへ

老人医療証を受領している老人は金額無料となるので、組合に対し保険料を支払わなくてもよいものと考えている方があるようですが、これは誤りで、組合は患者の医療費の七割は従来どおり負担し、療養取扱機関へ支払っておりますので、お間違いのないようご承知ください。

東浴組合員名簿訂正

昭和四十八年度組合員名簿二百八十六ページ中、左記のとおり訂正いたします。

記

上から八段目

（誤）荒川区東日暮里五―八　中島芳一（八九一）〇九一六

（正）荒川区東日暮里五―八　石川憲三（八〇一）一四三四

上から十八段目

（正）葛飾区亀有二―三四―二　滋田長一郎（六〇二）五五二六

〇二〇五

特融審査委員会

青森県浴が設置

青森県浴組（福士邦夫理事長）は、環衛公庫からの借入金に対する県の利子補給（本紙前号所報）が決まり、また同公庫の小企業設備改善資金融資制度（本紙十月号所報）が発足したので、この運用について検討した結果、特別融資審査委員会を設置した。委員は本多副理事長、小川理事、高杉事務長および融資申込者の所属する支部長とすることに決まった。

大分県でも利子補給

浴組の要望みのる

大分県は、県浴組（丹波鶴角理事長）の強い要望によって、環衛公庫からの借入金に対する利子補給制度を決め、本年度から実施することになった。制度の内容はつぎのとおりである。

（趣旨）

第一条　県は、公衆浴場業（特殊公衆浴場を除く）の経営安定を図るため、公衆浴場営業者（以下「営業者」という）が環境衛生金融公庫から借り入れた営業施設整備資金並びに経営多角化資金（以下「借入資金」という）に対し、予算の範囲内で大分県公衆浴場業環境衛生同業組合（以下「組合」という）に補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和四十三年大分県規則第二七号。以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費等）

第二条　前条の補助金の交付の対象となる経費等は次の各号に定めるとおりとする。

（1）営業者一人当り当初借入れした借入資金の合計額が五百万円までを限度とする。

（2）借入資金ごとの償還期間が十年以内のものとする。

（3）約定による償還年次表に基づき毎年一月一日から十二月三十一日までに支払った利子額（約定償還日以後に元金および利子を支払った場合における損害金を除く）。

（4）補助率は前号の支払利子のうち四・五％以内に相当する額とする。

（補助金の交付の申請）

第三条　規則第三条第一項の規定による申請書は、利子補給補助金交付申請書（第一号様式）によるものとし、補助対象利子の算定期間の属する年の翌年の一月末日までに知事に提出しなければならない。

2、規則第三条第二項の規定による添付書類は、次のとおりとする。

（1）事業計画書（第二号様式）

（2）収支予算書（第四号様式）

（3）借り入れ資金支払い証明書（第五号様式）

3、規則第三条第三項の規定により申請書もしくは添付書類に記載すべき事項または添付すべき書類のうち省略することのできるものは、規則第三条第二項第一号、第二号および第六号に掲げる事項とする。

（補助条件）

第四条　規則第五条の規定による補助条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）補助事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え当該収入および支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿および証拠書類を補助事業の完了した年度の翌年度から起算して十二年間保管しておくこと。

（2）その他、規則およびこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付決定の通知）

第五条　規則第六条の規定による通知は、利子補給補助金交付決定通知書（第六号様式）により行うものとする。

（申請の取下げできる期間）

第六条　規則第七条第一項の規定により申請の取下げのできる期間は、利子補給補助金交付決定通知書を受領した日から起算して十五日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第七条　この補助金は、概算払いにより交付する。

（補助金の交付の請求）

第八条　補助金の交付決定の通知を受けた組合は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第七号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第九条　規則第十二条の規定による実績報告は、利子補給補助事業実績報告書（第八号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の六月二十日までにしなければならない。

（1）収支精算書（第九号様式）

（2）支払明細書（第十号様式）

（3）営業者の利子補給金領収書の写し

（補助金の額の確定通知）

第十条　規則第十三条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第十一号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第十一条　規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は正本一部とし、その様式および提出期限は、この要綱に定めのあるものを除き別に通知するところによる。

（付則）

この要綱は昭和四十八年度の予算にかかる大分県公衆浴場経営維持資金利子補給助金から適用する。

わかりました銭湯よいとこ…

無料入浴デー、大人気

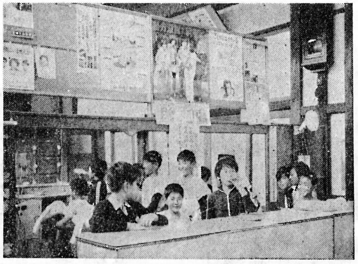

「銭湯で汗を流してさっぱりと…」。東京都内のおふろやさんが十一月二十三日の勤労感謝の日に十時から正午まで「勤労感謝、無料入浴」を一斉に実施した。

銭湯は、昔からの裸のつき合い情報交換の場として庶民に親しまれてきたが、最近は経済成長の波に乗り、自家風呂の普及などから経営も苦しくなる一方。全国的に転廃業が続出し、東京では十日に一軒の廃業が、最近では五日に一軒と、ますます苦境に追い込まれている。

そのなかで、必死に銭湯の灯を守りつづけている東京の浴場業者が利用者のサービスと、無料入浴のPRを通じて、新しい需要を喚起しようとして実施に踏切ったもの。店内、店頭に掲げたポスターや文化放送を通じて〝無料入浴〟を呼びかけたが、お年寄りや子供たちに、とくに大人気。子供たちは大はしゃぎ。大人たちものんびりと湯につかりながら、町のできごとから、物価問題まで、話の花をさかせていた。

なかには、ふだん銭湯を利用しない人も、手ぬぐい片手にぶらり「こういう人たちが、毎日浴場を利用してくれるといいんですがね」というのが浴場主の弁。こんどの〝無料入浴感謝デー〟は、ふだん、おふろやさんに縁遠い人たちにも、銭湯のよさを知らせたことだろう。

（無料入浴―子供にとっても湯がっぱ天国だ…）

目黒廻転式
温水器
オカン・カラン・浴場配管
目黒製作所
本社　東京都中央区湊1－7－2
TEL東京(03)321－5063
横浜支社　横浜市神奈川区松本町25
TEL (49) 5063
北海道支社　札幌市菊水西町六丁目
TEL (81) 6131～3

タイル洗剤　すばやく落ちてピカピカ光る　サンアルプス
赤錆防止剤　お湯や水が赤くなっていませんか？　スキトウル
重油添加剤　バーナーの調子がピタリ一定　ハイニット
東京珪藻土工業株式会社
東京都渋谷区千駄ヶ谷5－1－9　〒151　TEL(352) 3466代

浴場経営の近代化に貢献する
ツルカメ
あらゆる点で最高の性能を誇る
・ステンレス
・銅
廃温湯水器
浴槽自動

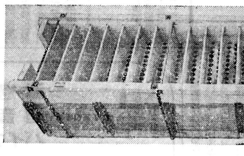

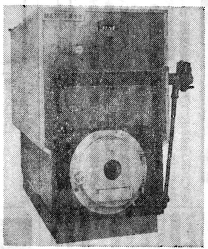

営業品目
風呂釜
温水器
濾過機
配管工事一式
新築工事一式
冷暖房機工事一式
シャワー工事一式
ハイドロ工事一式
ネオン風呂
サウナ設備
其他浴場用品一式

●電磁弁式　【特許】

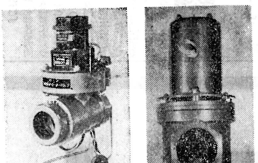

鶴亀温水器工業株式会社
本　社　大阪市天王寺区寺田町214　電話 大阪06 (772)5301～9
東京支店　東京都北区東田端1－4　電話 東京03 (894)0580, 0381
北海道から九州まで全国各地に出先支店、営業所があります。ご一報次第連絡、速刻ご要望にお応え申上げます。

サウナ・浴場
家具
備品
桜 木芸工業株式会社
本　社　品川区勝島1～3～27　〒140
TEL　765～3331～3

大日之出下足箱
おしどり下足錠
大日之出ロッカー
おしどり脱衣錠
大日之出廻転式傘台
大日之出傘立錠

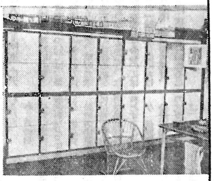

大日之出製作所
大田区大森北5丁目15番16号　TEL(761)3409 (763)0535

不慮の事故にそなえ
みんなで加入しましょう火災共済
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会　東京都千代田区東神田一丁目10番2号

新しい時代の18.8ステンレス製
MK式
■ソロバンレール　◈引(アルミ)戸
◈下水枠　◈下水蓋
（プラスチック製）

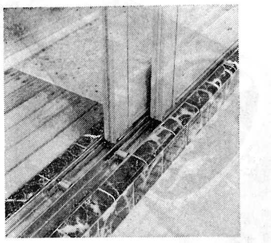

中仕切戸は木製建具より安い、軽い、強い、美しい理想的。
特に浴場用として研究開発したYKKアルミ建具に取り替えましょう。
御一報下されば、御見積り致します。
明るく、強く、軽く、美しい
株式会社
東京　松島商店　神田
千代田区神田佐久間河岸72　電話 東京(03)861－8681 (代)

全国最高入浴料金表

	県名	旅行年月日	料金				摘要
			大人	中人	小人	洗髪	
北海道	北海道	48. 7. 27	62円	20円	10円	0円	離島, 80円 25円 13円 0円
東北	青森	48. 5. 15	50円	30円	20円	10円	
	岩手	48. 6. 20	50	30	20	20	
	宮城	47. 12. 30	50	30	20	10	
	秋田	47. 1. 10	40	25	10	10	
	山形	47. 4. 1	40	25	10	10	
	福島	48. 2. 25	50	30	15	20	
関東甲信	茨城	47. 12. 1	50	25	10	10	
	栃木	48. 12. 7	65	30	15	20	
	埼玉	47. 12. 5	48	20	10	10	
	群馬	48. 1. 5	50	25	10	10	A. B.
	千葉	47. 12. 27	50	25	13	10	
	東京	48. 6. 11	55	20	10	0	
	神奈川	48. 7. 16	55	20	10	5	
	山梨	48. 9. 1	60	30	15	10	
	長野	48. 10. 15	60	25	15	10	
	新潟	48. 10. 1	65	35	20	15	
東海北陸	静岡	48. 2. 15	50	20	10	10	
	愛知	48. 8. 14	55	25	10	5	
	岐阜	48. 11. 15	55	25	10	5	
	三重	47. 11. 10	48	20	10	5	
	石川	48. 12. 1	65	35	20	5	
	富山	47. 12. 1	50	25	10	8	A. B.
近畿	福井	47. 12. 11	50	25	10	5	
	滋賀	48. 4. 1	48	25	10	5	
	京都	48. 11. 20	60	30	10	0	
	大阪	48. 7. 6	55	25	10	5	
	兵庫	47. 12. 18	48	20	10	3	
	奈良	48. 7. 1	48	20	10	5	
	和歌山	48. 8. 15	50	20	10	5	A. B.
中国	岡山	48. 4. 26	48	25	15	10	A. B.
	広島	48. 1. 1	48	20	10	5	A. B.
	山口	47. 12. 28	45	20	10	10	
	島根	48. 3. 1	45	30	10	15	A. B.
	鳥取	48. 7. 23	48	25	15	10	
四国	香川	47. 12. 10	45	25	13	10	A. B.
	愛媛	47. 12. 15	45	25	15	10	A. B.
	徳島	48. 11. 20	60	25	15	10	A. B.
	高知	47. 11. 15	56	25	15	10	A. B.
九州	福岡	48. 10. 1	50	25	15	10	A. B. C.
	長崎	48. 8. 1	48	25	15	10	A. B. C.
	佐賀	48. 2. 1	40	20	10	10	
	大分	46. 12. 20	40	20	10	10	
	熊本	47. 4. 15	40	20	10	10	
	宮崎	47. 7. 20	40	20	10	10	
	鹿児島	46. 12. 1	40	20	10	5	
	沖縄	47. 11. 20	60	50	40	15	

営業時間短縮に踏切れ

合理化へ残された道

広場

今年二回目の重油研究会が開かれ、その席上又々重油の値上げ宣告を受け、度重なる値上げ攻勢にまっく泣きたくなるようなものです。

五月一日から実施の入浴料金値上げでどうやら一息ついたのも束の間、その後浴場必需品、洗剤、炉過剤、さらし紛等の大幅な値上げに加え品不足ときては、この後どうなるのか不安が先に立つこの頃です。

私がここで書くまでもなく異常なまでの物価の高騰にはとてもついていかれぬのが現下の公衆浴場ですが、物統令に縛られる浴場業界にあっては特にその影響が大きく、斜陽業を一層窮地に追いやっています。

五月一日の値上げよりまだわずかしかたってないというのに、あの時の値上げも過去の価格となってしまいました。

値上げ通知は前もってするのが商取引のルールだと思うのですが、諸物価の値上げ、品不足に便乗してか最近はひどいところでは事前連絡がなされず、明日から値上げさせてもらうと電話一本で一方的に受けることもあるという即決です。目まぐるしいまでの時代に反し遅々として進まず、一年近くもかかった前回の料金値上げでしたが、今後はなんとしても時流に合った処置対策をしていただかねばなりません。それがため組合役員の方の格段の努力を切望するものであります。

重油研究会には、福士組合長も出席し、こんなにまで物価が上ったのでは業界としては経営の合理化以外ないと挨拶されました。組合長の指摘する経営については商売柄組合員各自随分と細い経営をしてるようで、これ以上の経営の合理化は至難と思われますが、皆さんのところではまだその余地がありますでしょうか。そこで経営の合理化の一方策として即座に考えられることは営業時間の短縮です。週休二日制という時代に逆行してるような公衆浴場の長時間営業、我々とて人の子、休養時間と人並みの生活を過したいものです。

営業時間短縮の件は私が一昨年市浴の忘年会時、効率的な経営の見地から開店時間を一、二時間遅らせ、営業時間を短縮し、経費の節減を図ることを発言しその賛否をとったところ、その時は三分の一程度しか同意を得られませんでしたが、あの時とは事情が変ってます。もう一度この問題を真剣に検討してみる時ではないかと思います。場所によっては困難な浴場もあるかと思いますが、この際割切ってその困難を乗り越えなければいつまでたっても健全な経営は図れないと思います。浴客はほとんど定着してますので、仮りに三十分閉店を早くしてもその時間帯に合わせて来るようになります。（私のところでは都合上先般一カ月半営業し経験ずみ）となれば、同じ人数を短い時間で入浴させた方が得策なことは論ずるまでもありません。

時間を長く営業すれば売上げはふえるものと考える方があるように思えてなりませんが、その考えは必ずしも正しいとはいえません。時流を考え、浴客をこっちのペースに引き入れる方策も必要ではないかと思います。

浴場は料金につり合わぬ過剰なサービスを強要され、その結果経営ができないと悲鳴をあげ、転廃業を余儀なくされてますが、いくらわめいても誰も助けてくれません。生きられるよう自分で自分のことを考えてゆくしかありません。

私は折にふれて団結を力説してますが、この問題も組合員の団結がなければ徒労に終り結実されません。私の再度の提言、この際皆さんの団結でぜひ実現し、公衆浴場の健全経営を図ろうではありませんか。

（青森珠の湯）

東浴名簿広告訂正

東浴組合員名簿の裏表紙「オリコミ」を次のとおり訂正いたします。

株式会社斎藤広告社
〒一一四 北区十条中原一丁目四番一号
電話（九〇〇）四四〇九番代表、（九〇〇）四四〇六番

全浴生命火災共済

高齢者を表彰

東浴国保組合

東京浴場国民健康保険組合では、十月一日現在で満八十才を迎えた高齢被保険者の表彰式を十一月十四日東浴ビルで行った。理事長より祝辞と表彰状および記念品がおくられたが、被表彰者はつぎのかたがたである。

中央区	築地組合	岩城マツ
文京区	駒込組合	中島キミエ
新宿区	戸塚組合	金子ナカ
墨田区	向島組合	土田ヲミ
〃	〃	松本きよ
江東区	城東組合	永井弥市
〃	深川組合	宿谷太助
〃	〃	金子ノキ
大田区	蒲田組合	中村モト
〃	池上組合	河原 操
世田谷区	世田谷（中）組合	中村ふさ
渋谷区	原宿組合	高井礼助
豊島区	目白組合	小林秀司
〃	〃	形野よき
北区	王子組合	小林己三郎
板橋区	板橋組合	林勝太郎
葛飾区	新小岩組合	張替倉吉
江戸川区	江戸川（南）組合	木村はる
武蔵野市	武蔵野組合	田野セキ
〃	〃	高橋キク
田無市	田無組合	下田マサ
千代田区	麹町組合	鷹作菊蔵
品川区	荏原組合	村上アヤ

行政委員に伊藤理事長

お気軽に申出を

全浴連伊藤実平理事長は、このたび行政管理庁から「行政相談委員」を委嘱された。

この制度は、行政相談委員法（昭和四十一年七月一日施行）により、国、都、市区町村、または公団、公社、公庫、事業団など公共法人、電気、ガスなどの公益事業会社などの仕事について国民から不平不満等の苦情意見、要望を聞き、行政監察局と一体になってその苦情の解決にあたるもので、伊藤理事長は公衆浴場関係業者からの声を聞く。

たとえば——

①許認可の申請書を出したがなかなかやってくれないとか事務処理をテキパキやってもらえない。

②不親切やおうへいな態度とか手続等を質問してもよく教えてくれない。

③公の目的に使用されている建物、橋、道路のような施設の維持、管理がすさんで、橋の手すりがないため危険であるとか、建物が老朽化して倒壊するおそれがある。

④道路や建築工事の場合、道路を掘り返したまま放置しているとか、工事材料を交通の激しい場所に置いている。

⑤年金が停止されたが理由がわからないため、課税通知が来たが納得できないなど。

⑥申請書が不備で返されたとか地代、家賃の値上げの請求があったがどうすればよいか。

その他、電圧が低い、ガス・水道漏れ、悪臭、そう音、計画より長い水道工事、配給米の品質が悪いなどの苦情でもよい。

苦情の申し出は、直接、口頭または電話によるほか、手紙などでも結構で、個人でも、団体でもさしつかえない。気軽にご利用をおすすめする。

【連絡先】東京都千代田区東神田一—一〇—二電話八六二—六二四一全浴連事務局

観念的すぎる「健康産業」

浴場の高層化に思う

浴場業改善をはかるうえに、その一つのあり方として浴場業の立体化が取り上げられている。

土地の有効活用と空間の利用など、その意味するところは物理的にも大変に結構なことだとされている。特に、多数の消費者の収容できる程の規模においては、それが、規模の利益につながり、その求められる利点は大きい。

しかし、これはあくまでも経済性追求の上における利点であり、数字的に算出される範囲のものである。

私たちは、浴場業の立体化をどのように受けとめ、実行していったらよいのだろうか。

いずれにしても消費者のためを考え、一層の利便と、安らぎ、憩い、などを与えようとすることは言うまでもない。問題は、消費者の中に必要性に従ってどのように融け込んでいけるものか、これが科学的な数字による計算などで算出できないところといえよう。

確かに、規模を大きくし、現代センスを取入れた立体化された浴場は消費者の好みに合うように思える。このことは誰でも想像できるところでもある。

ところが、こう思い、考えることと自体観念的であって実際的ではないのである。

大きな資本を投下して計算通りやった積りのものが、ふたを開けてみたら全く逆に近い不運を抱いていることも少くない。

このことは、すべてを観念的にいかに消費者のために、喜んでもらおうと思ってそこに的を見出した積りが、関連する総ての点においてぴったり融け込むものでない限り容易なことではなさそう、というのが専門筋の意見。現在、どうしても急を告げている、住宅などアパートに類するものであれば適当な条件である以上まず消化されてしまうであろうが、健康産業の部類としての浴場立体化構想においては、その的のしぼり方に多くの条件が加味されてくることを知らなければならない。

それは消費者にとっては基本的なことだけれども、二次的なものとして扱われやすい。え例ば、日本人にはボーリングの真の良さが体得されていないのか、それとも料金や設備、ムードの割合に後に残るものがないのか、次第にソッポを向かれているようである。

こうしてみても、健康産業なるものは理屈ではなく消費者を満足させそれを持続させるものがない限り、軽々に着手することは厳にいましめるべきだとのみかたが多い。

（浴場経営新聞から）

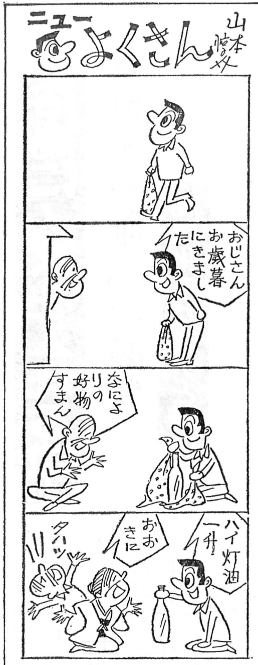
ニューよくきん
おじさんお歳暮にきました
なによりの好物すまん
ハイ灯油一升
おおきに
タハッ

鋸屑、木及木の皮屑、石炭等の専燃の浴場業者にお知らせ
〜お風呂屋が1人で営業出来ます〜
☆新発売…
開地式　鋸屑自動燃焼コントロール機（実用新案申請済）
開地式　木の皮屑チップ自動燃焼コントロール機（同）
この機械は、経営困難な浴場業者の救済を主な目的にしております。資本の不自由な方は組合に申込むと資金の借入れが可能です。かかった費用は2年足らずで回収できます。
店主敬白
北海道枝幸郡歌登町歌乃湯
コントロール機製造発売元　開地朝杉

冷暖房・給湯の設計・見積・施工
東京西ダイキン空調株式会社
〒160 新宿区戸塚町2−105
東浴組合様との特別提携により特価にて販売
御家庭用のルームエヤコン各機種勢揃い
脱衣場・サウナ・喫茶店・レストラン・ビル・マンション・工場店舗・事務所用エヤコン
お問合せは　西ダイキン（株）営業部　高松（03）−208−5801
東浴組合共同事業部　篠原（03）−862−6241・・内15

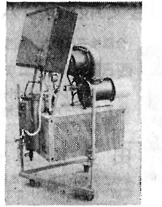

廃油バーナー　プロメ　9月より発売開始
公害防止と燃費の大巾節減
従来のバーナーの欠点・目づまり・部品の消耗・音・を解決
他に種々の新機構を取り入れて廃油の完全燃焼成る
新時代の全自動バーナープロメを貴店の営業向上にどうぞ
公衆浴場用温水ボイラー・バーナー専門製作販売70年
㈱広沢鉄工所　栃木市錦町2−18　電0282−22−0537
岩手広沢　盛岡市高松1−8−1　電0196−23−8832
長野広沢　長野市桜枝町643−イ　電0262−32−0689
東京取扱店（株）和幸　東京都板橋区成増2−26−2　電 03−975−4545

加入で安心. 利用で繁栄
みんなで育てる生命共済
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会　東京都千代田区東神田一丁目10番2号

利廻りアップの2年もの定期預金
年利6.6%、100万で13万2千円のお利息（㊑の場合）又1年目にお客様の御要望で5.1%（5万1千円）のお利息が受取れます。尚1年目に定期預金をなさればいちだんとお徳です。

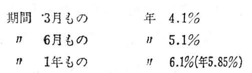

48年7月16日より新ルート（　）内旧レート

期間	3月もの	年	4.1%
〃	6月もの	〃	5.1%
〃	1年もの	〃	6.1%（年5.85%）
〃	1年6ヶ月	〃	6.35%（年6.1%）
〃	2年もの	〃	6.6%

海洋博と沖縄の旅
完成予定…昭和50年3月〜5月
旅行日数……………3泊4日
旅行費用………100,000（概算）
積立期間…………2年（24回掛）
掛　金…………毎月 4,000円
契約高…………100,000円
東浴信用組合　TEL（862）6241（代）

ジャクソン・高級石鹸
お年玉付大特売

新春を祝して日本盛で乾盃!!
日本盛
NIHON SAKARI

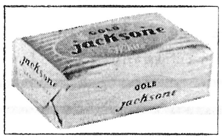

50円売
★特売内容
ジャクソン高級石鹸15打
上記の品御買上げごとに
日本盛　箱入一升ビン詰
進呈いたします
特売期間 11月10日より 満口次第締切り
株式会社 白バラ堂本舗 電話 918-4547（大代表）

浴場にメスを入れる

共同研究

容積率の確認が必要

高層化でサウナと貸店舗

経営安定策について、この調査研究報告書で浴場敷地の高度利用を書いてきた。本紙にも建築会社、不動産会社の広告が掲載されている。四十七年九月一日付には、つぎの二社がみられる。

住宅つき浴場経営の合理化浴場敷地を利用し、わずかな自己資金と政府資金を併用して住宅つき浴場、サウナの経営、収益財産づくりをお気軽にご相談ください。D建設株式会社

全国の浴場経営者の皆さんへ　敷地を十二分に生かした多角経営（立体土地利用の財産づくり）はいかがですか。年々土地の価格はうなぎのぼり、あなたの敷地も五年前とは想像もできなかった価格になっているはずです。その土地で浴場だけの経営は非効率的です。多角経営を研究してみませんか。多角経営のプラン、資金づくりのご相談はお気軽に。Mハウス株式会社

この土地高度利用を実行した浴場は、横浜で二軒、東京で一軒、合計三浴場を株式会社として経営している業者である。このうち、横浜の一軒は、土地と建物が社長個人の所有で、二五〇坪と広く、かつ私鉄の駅に徒歩六分、国道十六号に面するという有利な立地条件であったから、N興業株式会社とタイアップしたものである。

前面の道路幅が広いことは、その比例で建物の高さ制限があるため、それだけ不動産会社にとって利益があるので、土地提供者の条件も有利になる。普通このような場合、建築面積が一、〇〇〇坪以上でなければ不動産会社もウマミがないので乗ってこない。

日照権その他の問題から、都道府県によって実施期日が異るが、今年から高層ビルの建築制限が強化された。すなわち、従来の高さ制限だけでなく、第一種第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、指定のない地域と、用途地域による容積率（建物延面積）の制限を受けるようになったので、計画をたてる前に市の建築課で容積率を確認しておく必要がある。

当浴場の土地は十一階の高層ビル建築が可能だったので、三階以上を分譲マンションにすれば不動産業者は相当な利益が得られるため、浴場側の条件を大幅に満たしてくれた。

条件は、土地がマンション居住者との共有になるので、所有権は個人でなくなったが、一、二階の工事費をすべて業者が負担した。土地価格は概算坪三〇万円（二五〇坪）くらいであるが、その見返りとして一、二階の建物（建築面積二五〇坪、坪二三万円）を得たわけである。ただし、建築費のほか設計料、日照権解決費、付帯費を上積みし、四〇％の空地活用を考えれば、それほど不利な取引ではないと思われる。空地はサウナ客のため七台収容の駐車場に確保し一階浴場の配管、タイル、煙突、工事は不動産業者の負担としている。

高層ビルに必ず起こる日照権については、あらかじめ地主から付近の居住者に根まわしをしておいたので順調に進んだ。着工直前に、ほとんど関係のない道路向側の三軒から苦情が出て着工が多少遅れたが、地主の誠意で円満に解決した。日照権の補償は一軒最高二〇万円、計一〇〇万円程度で、これは建築請負業者が支出した。

不動産会社と共同建設

土地提供、一、二階を確保

一階浴場部分は一二六坪、貸店舗一四・五坪（七・二五坪二軒）、二階サウナは五四坪のほか住居部分として三DK一戸、二DK二戸となっている。三DKは浴場をまかせている姪夫婦に提供し、二DK二戸は貸マンションとした。この二DKは浴場を利用してもらうため浴室なしである。

従来の浴場は老朽化して建替え時期にきていたが、料金収入は月四五万円くらい。牛乳、飲料等の販売益は姪夫婦の個人収入にしていた。

競合浴場は、東西南北それぞれ三〇〇ｍにあるが、新浴場は設備がよいので月五〇万円の水揚を予定している。

サウナ（男子）は次男に経営させることにした。料金は六〇〇円、マッサージ八〇〇円であるが、一日平均五〇人を見込んだ。

一、二階の建物は、土地の所有権と切替えに無償で確保できるが、設備費は浴場一千万円、サウナ五〇〇万円程度とし、従来株式会社経営で社長に対し浴場の家賃を支払っていたが、新築後は会社から切り離して個人経営に移すことにした。

分譲マンションの三階から十一階は三DK五四戸で、一戸五九五万円－八三五万円、平均七〇四万円、分譲価格総額三億八千万円である。モデルルームを設けて、本年一月から予約販売を開始したが、横浜駅まで十分と地の利にめぐまれているので三月末ですべて売切っている。

この不動産会社の純利益を試算すると、販売経費等の諸経費を余分にみても八千万円を下らないと想像される。

筆者の持論である浴場業者の共同出資による事業として、このような形式の研究が望ましいのである。

昨年秋から今春にかけての大商社による買占め、売惜しみをみても、中小企業単独の営業に限界がある。いたずらに斜陽をなげくことなく、以前に紹介した広島観光株式会社のように業者の資本力を結束すれば、前途かならずしも暗くないことを銘記すべきである。

当マンション居住者の支出管理費は一戸当たり月六、五〇〇円であるが、この管理を地主に委託させ、管理手当としての収入を確保できるよう折衝したがなにぶんにも不なれな仕事なので、二年間は不動産会社が担当し、それ以後は地主に委託することになっている。階下二戸の貸店舗は、一戸当たり保証金五〇万円、家賃二万五千円くらいの予定である。

損益計算書

自昭和46年6月1日
至昭和47年5月31日

売上高	入浴料3店収入	9,830千円	100 %	%
	家族風呂	5,220		
	商品売上 飲料売上（浴場分）	826 3,628		
	総収入	19,504		100
原価	商品、飲料仕入	3,843		
	燃料費	635	4.2	
	水道料	723	4.8	
	原価計	5,201		
差引金額		14,303		73.3
経費	役員給料	1,430		29.9
	従業員給料	4,374		
	公租公課	337		
	光熱費	660		
	消耗品費	411		
	旅費通信費	140		
	交際費	35		
	修繕費	511		
	減価償却	1,994		
	火災保険	160		
	宣伝広告費	118		
	地代家賃	910		
	福利厚生費	37		
	車輛費	904		
	雑費	609		
	計	12,630		64.8
営業利益		1,673		8.6
営業外収支		△716		
純利益		957		4.9

貸借対照表

企業名　㈱〇〇浴場

資産科目			第　期 自昭和　年　月　日 至昭和47年5月31日	
			金額	構成比
当座資産	現預金	現金・当座預金	2,000	%
		その他の預金		
		現金預金計	(2,000)	( )
	受取勘定	受取手形		
		売掛金		
		受取勘定計	( )	( )
		当座資産計	(2,000)	( )
棚卸資産		商品	142	
		貯蔵品		
		棚卸資産計	(142)	( )
その他の流動資産		仮払金	529	
		未収金	929	
		その他の流動資産計	(1,458)	( )
流動資産計			(3,600)	( )
固定資産		建物	2,333	
		土地	7,269	
		車両運搬具	1,263	
		浴場設備	2,514	
		建物附属設備他	2,367	
		建設仮勘定		
		有形固定資産計	(15,746)	( )
	無形固定資産	電話加入権	163	
		無形固定資産計	(163)	( )
	投資	投資	135	
		投資計	(135)	( )
固定資産計			(16,044)	( )
繰延勘定				
		繰延勘定計	( )	( )
資産合計			19,644	100

負債及び資本科目			第　期 自昭和　年　月　日 至昭和47年5月31日	
			金額	構成比
流動負債	支払勘定	支払手形	775	%
		買掛金	262	
		支払勘定計	(1,037)	( )
	借入金	政府及公共金融機関借入金		
		信用金庫（組合）〃		
		市中銀行〃		
		その他〃		
		借入金計	(3,449)	( )
	その他流動負債	未払金	418	
		仮受金	7	
		納税引当金	141	
		価格変動準備金		
		その他流動負債計	(566)	( )
		流動負債計	(5,052)	( )
固定負債	借入金	政府及公共金融機関借入金		
		信用金庫（組合）〃		
		市中銀行〃		
		その他〃		
		借入金計	8,211	
		固定負債計	(821)	( )
負債計			(13,263)	( )
資本		資本金	3,000	
		再評価積立金	1,200	
		利益準備金	300	
		引当金	126	
		±繰越損益	298	
		±当期損益	957	
		資本計	(6,381)	( )
負債及資本計			19,644	100

建設費すべて借入れ

家族風呂の併設で成功

各地の浴場を歩いていると、多角経営のひとつとして家族風呂の効率、可否をよく質問される。

家族風呂は、風俗取締りの意味をはき違えて、その設置を認めない都府県が大多数で、筆者の記憶では、北海道、宮城、新潟、石川、静岡、愛媛、長崎、他数県が認めているにすぎない。本稿で紹介するのは新潟市にあり、つぎの県条例によって設置が認められたものである。同市にはサウナブロは七軒あるが、家族風呂は当浴場一軒だけである。

特殊浴場取扱基準

（定義）

1　特殊浴場とは特殊な形態を有する公衆浴場（以下特殊浴場という）をいい、つぎの各号の一に該当するものをいう。

①個室を設け、蒸気、熱気等を使用して公衆に入浴させる施設（トルコ風呂等）

②蒸気、熱気等による入浴設備を有し、男女別または男子用もしくは女子用の各一浴室に同時に多数を入浴させることができる施設（サウナバス等）

③温泉または薬湯等白湯以外の湯水を使用し、公衆浴場法第四条ただし書きの規定による療養を目的とする施設（温泉療養浴場等）

④温泉、白湯等を使用し、男女別または男子用もしくは女子用の各一浴室に同時に多数を入浴させる公衆浴場で、保養または休養のため付帯施設を有するもの（温泉センター等）

⑤数個の独立した室内に入浴設備を設け、貸切りで利用させることのできる施設（家族風呂等）

設置場所の基準

2　特殊浴場については、県公衆浴場衛生措置基準に関する条例（以下条例という）第二条の距離制限に関する規定は適用しない。ただし風俗営業取締法第四条の四に規定する、いわゆるトルコ風呂等の個室付浴場業の場合には、同条により学校、児童福祉施設等から二〇〇ｍの距離制限があり、かつ県風俗営業取締法施行条例第三二条に指定された地域以外では営業することはできない。

衛生および風紀の措置基準

3　特殊浴場を営む者は、条例に定めるもののほか次の基準によらなければならない。

①個室を設け、蒸気、熱気等を利用して公衆に入浴させる施設＝イ、営業者は従業員に風紀を乱すおそれのある服装をさせ、または行為を行わせないこと。ロ、浴室の床面積は三平方ｍ以上とし、その天井の高さは二・一ｍ以上とすること。ハ、個室は六室以上を有することとし、個室への通路は共用のものとすること二、個室内は個室の出入口から見とおしのきく構造配置とすること。ホ、個室の出入口は、幅〇・七ｍ以上、高さ一・七ｍ以上とし、とびらを設ける場合は、そのとびらに〇・二平方ｍ以上の透明ガラス窓を設ける等の措置をし、しゃへい物を設けないこと。この場合、とびらにカギをつけないこと。へ、タオルは必要な数を備え、一客ごとにとりかえ、清潔なものを用いること。ト、個室内には使用のたびに浴湯をとりかえることができる浴そう、または湯および水の出るシャワーならびに適当数の湯栓と水栓を設けること。チ、むし機等には適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を備えることとより、個室内には換気および湯気抜きのための適当な大きさの開口部を設けまたは換気扇等の設備をすること。ヌ、脱衣場は客室に対応した適当な広さとし、衣類その他の携帯品を保管する戸だなまたは容器を備えること。ル、休憩室、ろう下、便所、浴室その他入浴者が直接利用する場所は床面において二〇ルクス以上の照度を有すること。

②蒸気、熱気による入浴設備を有し、男女別または男子用もしくは女子用の各一浴室に同時に多数を入浴させることができる施設＝イ、下足場には入浴者の履物を完全に収納または保管するための適当な数のカギつき下足箱を設けること。ロ、入浴者用休憩室の床面積は七平方ｍ以上とすること。ハ、タオルの保管用戸だなを適当な場所に設けること。ニ、脱衣室の床面積は浴室の床面積の二分の一以上とすること。ホ、脱衣室には入浴者の衣類その他の携帯品を完全に収納または保管するための適当数のカギつきロッカーを設けること。へ、浴室の床面積は一五平方ｍ以上とすること、ただし熱気室、むし室の面積は三・三平方ｍ以上とする。ト、熱気室、むし室等には適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を備えること。チ、浴室内または適当な場所に浴そうもしくは湯、水の出るシャワーならびに適当数の湯栓、水栓を設けること。リ、客用のタオル、くし、かみそり等は一客ごとに消毒し、清潔なものを用いること。ヌ、入浴料金、サービス料金等は客のみやすい場所に表示すること。ル、禁忌症その他入浴者が注意すべき事項を客のみやい場所に表示すること。

③温泉または薬湯等白湯以外の湯水を使用し、法第四条ただし書の規定による療養を目的とする施設、この措置基準は条例第五条、第六条の規定によること。

④温泉、白湯等を使用し、男女別または男子用もしくは女子用の各一浴室に同時に多数を入浴させる公衆浴場で、保養、休養のための付帯施設を有するもの＝イ、付帯施設の床面積は一室三・三平方ｍ以上とすることロ、その他条例第五条の規定によること。

⑤数個の独立した室内に入浴施設を設け、貸切りで利用させることのできる施設＝①のロハニホヘトリヌルの各規定を適用すること。

営業許可申請手続

4　特殊浴場を経営しようとする者は、県公衆浴場法施行細則第三条に規定するもののほか次の事項を記載した書類を提出しなければならない。

①大人一日（または時間）の入浴料金

②営業時間

③一般公衆浴場と特殊浴場の別

スナック営業で客よせ

月純益二十万円に

この浴場が家族風呂を設けたきっかけは、三軒経営している公衆浴場の売上げが伸びなやみ能率のよい多角経営を計画していたところ、母店の建物が区画整理のため道路にとられ、全部建替えなければならなくなった機会をとらえたものである。

建物、設備の状況

一五〇坪の敷地は鉄筋コンクリート二階建をつくり、一階六四坪（ほかに二階と兼用のボイラー室一六坪）を公衆浴場とし二階四〇坪を家族風呂にした。家族風呂は一室二坪で七室、脱衣所はジュータン敷きで座ぶとんを出している。

建築費は坪一三万円だったが家族風呂の設備に約三〇〇万円を投じた。

建築資金の調達

建物は、当時発足したばかりの県住宅供給公社を利用した。住宅部分が建物総面積の二分の一以上であることが条件となっているが、新潟県の場合、設立草々であまり仕事がなかったこと、区画整理のための建築であること、公衆浴場は公共性があることという理由が特別に取上げてくれた。浴場部分をふくめた総工費二、八五〇万円（在来建物の取りこわし、その他雑費をふくむ）は、補償金を差引いて、次のようにすべて借入金でまかなった。

中小企業金融公庫（県単）三〇〇万円、五年、金利八％
環衛公庫一五〇万円、六年、金利七・二％
県住宅供給公社一、二〇〇万円、一〇年、金利七％
移転取りこわし等の補償金一、二〇〇万円

したがって建物の所有者は返済完了まで住宅供給公社、固定資産税は公社から振替えられている。

家族風呂の営業状況

四十三年十月開業、当時は一時間一人二〇〇円、二人四〇〇円、延長は三〇分以内二人で二〇〇円追加だったが、延長客はほとんどない。客の八〇％はアベックである。四十六年十月から一人三〇〇円、二人五〇〇円に値上げしたが、売上げの推移は別表のとおりである。

営業時間は午前十時－夜一時であるが、客が入るのは午後五時ごろからで、九時ごろが最も多い。平日は約五組、日曜は約十組平均である。開店当時は夜十時ごろまではあまり客がなかったが、一年後にスナックを併設してから遅い客が多くなっている。

駐車場は二台のスペースしかないが、この付近は路上駐車が認められているので、現在のところ不便を感じていない。

宣伝広告は、オープン当時映画館のスポットを利用した以外すべて口コミによっている。ただ客とのつながりをつけるために一人一枚のサービス券（半年有効）を発行し、十五枚で一人無料とし、ほかに百五十円程度の湯のみ茶わんを記念品としておくっている。この記念品は四十八年二月から夫婦茶わんにしたが、枚数は二十枚に改めた。夫婦茶わんが月に六十組ほど出るので、客筋は七〇％－八〇％が固定客といえそうである。

第五年度（四七・六－四八・五）の売上見込が前期よりも落ちている理由は、レジャー関係が多彩になり、冬場は家族風呂を利用したものが温泉プール、ボウリング等へひかれるのが原因と思われる。すなわち家族風呂の売上ピーク時が毎年冬季の月に五〇万円－五十五万円に対し、夏季は最も悪く三五万円程度となっていることがこれを裏づけている。

経営比率からみた効果

家族風呂併設のための設備投資は約九〇〇万円で、これをすべて借入れでまかなっているので、財務（健全性、安定性）に関する各比率は中小企業経営指標よりもおとっているが、総合（収益性）販売（生産性）の面で、これをカバーしても余りあるので、当浴場の家族風呂は成功したといえる。

当浴場の損益計算は、家族風呂だけを正確に引出すことはできなかったが、聞き取りによれば次のとおりとなり、法人全体に対する貢献度がいかにいちじるしいかを知ることができる。

客よせとしてスナックを併設しているが、これは従業員の優遇策として、家賃月二五、〇〇〇円で貸し、経営をすべて委託しているので、この利益はなく、家賃収入として売上高に加算されている。

第四年度月平均収支

①売上高	
家族風呂	四三五千円
家賃収入	二五千円
計	四六〇千円
②経費	
燃料費	一五千円
水道料	一〇千円
動力費	一〇千円
電気料	一〇千円
人件費	八〇千円
償却費	六〇千円
共通費分担	二〇千円
支払利息	五〇千円
雑費	一〇千円
計	二六五千円
③差引純益	一九五千円

（筆者は前田栄蔵氏）

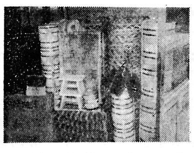

浴場用具一式
製造販売
地球束子
製造販売
営業品目
藤籠竹籠・子供寝台・桶各種
足拭・束子・刷子・槇肌・肌拭
磨砂・クレンザー粉石鹸
駒形屋商店
東京都墨田区墨田一丁目一番十六号
電話（611）7323番（612）6953番
振替口座　東京　74113番

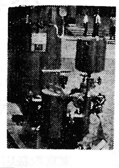

全国各地で最高の人気！
公認検査証付き・国宝級の名器
西日東パイオニア濾過機
総ステンレス設計永久品
超音波ノーズル・産地硅藻土卸
硅藻土使用量　1ヶ年3,.4包
田丸屋製作所
倉敷市美和2丁目　貸切風呂　難波　猛
電話　0864（22）3350〜1番

Mutuwa
皆様のムツワ湯桶
・髪洗桶・腰掛・洗剤(エースワン)
特約代理店
岐阜市浴場組合　岐阜市鍵屋西町1−75TEL 0582(52)1456
小川商事　東京都東久留米市幸町1−5−21TEL 0424(71)5417
丹羽商事社　群馬県桐生市東1−5−35TEL 0277(45)1819
発売元
有限会社　睦和商事　本社　〒104 東京都中央区築地2−15−15　TEL 03(543)2896〜8

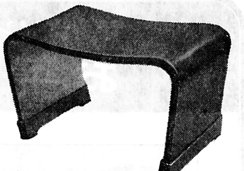

永久腰かけ
構造＝厚さ0.5㎜の硬質樹脂板20枚を１枚に溶着
驚異的に強く。美しく。手入れはらくです
営業用として東京・大阪の全浴場で御愛用下さり、知らぬ方なしと申して過言でない逸品であります。
製造元　池島製作所
大阪市生野区林寺町3丁目235
TEL　大阪（716）6489
普通型　巾150×高サ160×横巾285㎜
小型　巾130×高サ135×横巾250㎜
その他トルコ用の超大型品もあります。
表みどり色
裏白色

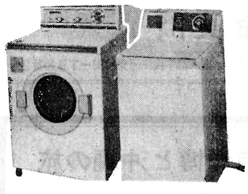

浴場主の皆様！是非お試し下さい!!
100円玉をポン。……全自動
手間（人件費等）がかからず大きな副収入が得られます
◆リースの特徴◆◆
①維持費不要……(3年間無料修理)
②資産にならない……(税法上全額経費とされる)
③3年後新型と無料交換……(いつでも新品ピカピカ)
④毎月のリース料大変安い……(1ヶ月2.500—外に経費は一切不要)
⑤火災盗難保険付
⑥都内に11ヶ所のサービス網完璧なアフターサービス
御申込は　コイン洗濯機総代理店　お問合せは午前9時から午後3時までにお願い致します。
SBC電化サービス　TEL(618)0707
東京都墨田区押上3−50−3
只今1ヵ月無料貸出中

回転式傘立台

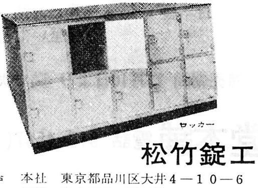

ロッカー

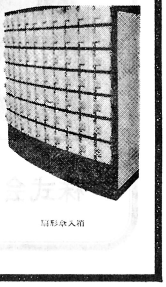

扇形傘入箱

ロッカー・錠前の専門メーカー
精密度は抜群!!
好評のアフターサービス
ロッカー・下足箱
扇形傘入箱・ベビー台
番台・回転式傘立台
傘入箱・直列式傘立台
ロッカー錠・下足錠・傘錠
ロッカー錠
ダイカスト・アルマイトメッキ製
分解式・盗難防止型
松竹錠工業株式会社
本社　東京都品川区大井4−10−6　電話　本社(771)7477 (771)9687
工場　東京都品川区戸越3−10−12　工場(781)5472 (782)9189

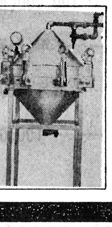

廃油を燃料として使える
油濾過装置(特許第560427号)
サービスタンクとメインタンク地上(地下共)を
いつまでもきれいに保てますから、バーナー及び
ギアーポンプの故障がなくなり半永久的に使えます。
急速濾過ができ取扱が簡単です(200ℓ)5分〜15分
水ははっきり分離され排出できます。
作業所がいつも清潔に保てます。
カタログ進呈
発売元　大新石油株式会社油機部
〒110 東京都台東区竜泉2丁目18−11
電話（東京03）874−8986・8987
製造・保証元　小川油機工業